| 東京都の区の存する地域 | 町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市 | さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市 | 神戸市 | 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市 | 仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 |
|---|---|---|---|---|---|
| 五五〇、三九二円 | 五三二、五三七円 | 五二八、〇六一円 | 五一四、六七一円 | 五〇五、七四一円 | 四八七、八八一円 |

| | 札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市 | 上記以外の市町村 |
|---|---|---|
| 四七四、四八五円 | 四六一、〇九〇円 | |

3　［略］

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千八十四円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千九十三円を、それぞれ支弁する。

5　［略］

**第七条の二**　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき六千八十四円を支弁する。

3　［略］

| 東京都の区の存する地域 | 町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市 | さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市 | 神戸市 | 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市 | 仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市 |
|---|---|---|---|---|---|
| 五五一、八四二円 | 五三三、九二七円 | 五二九、四四九円 | 五一六、〇一二円 | 五〇七、〇五五円 | 四八九、一四〇円 |

| | 札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市 | 上記以外の市町村 |
|---|---|---|
| 四七五、七〇四円 | 四六二、二六八円 | |

3　［同上］

4　認可事業者が、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、指定施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十五円を、生活介助等業務の補助のための賃金職員を配置したときは一人一時間につき千七十一円を、それぞれ支弁する。

5　［同上］

**第七条の二**　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千九百五十五円を支弁する。

3　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和三年四月一日から適用する。